


# 令和6年度 食の安全安心リスクコミュニケーション ～健康食品～

入場無料



健康づくりにおいては、バランスの取れた食生活を送ることが大切です。その上で、いわゆる「健康食品」を利用するに当たっては、国民がそれぞれの食生活の状況に応じた適切な選択をする必要があります。現在では、私たちに身近な「健康食品」ですが、「健康食品」についての正しい知識を身に付けると共に、「健康食品」との向き合い方について、一緒に考えてみませんか？

(紅麹を原料とした、機能性表示食品を起因とする健康被害事案についてもお話いただきます。)ぜひ、ご参加ください。

## 開催日程



特定  
保健用食品

日時：令和7年1月20日(月) 13:30～16:00

場所：プラザおでって 3F おでってホール

(盛岡市中ノ橋通一丁目1-10)

講師：森田 満樹(もりた まき) 氏


(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)

演題：「健康食品って安全？」

健康食品のリスクと安全性について考える」

定員：150名(先着順)

## 参加申込方法

- 
- ・令和7年1月7日(火)までに、裏面の用紙によりFAX、E-mail、またはお電話でお申し込み下さい。
  - ・お電話の場合は、①ご所属、②氏名、③居住市町村名、④参加希望の回、⑤連絡先、⑥質問事項(ある場合のみ)をお知らせください。  
(※定員になり次第、締め切ります。)
  - ・上記申込期限を過ぎても、会場に空きがある場合は受け付けますので、下記までお問い合わせください。
  - ・お申し込み後、ご参加いただけない場合のみ、事務局よりご連絡します。

### 【お問い合わせ】

岩手県環境生活部 県民くらしの安全課(食の安全安心担当)

《FAX》019-629-5279 《E-mail》AC0009@pref.iwate.jp

《電話》019-629-5323(直通)





## 特定建築物を建築したら

### 特定建築物

デパートやオフィスビル、映画館、図書館など、多数の方が利用する施設で、特定の用途に使用される部分の延べ面積が 3,000 平方メートル(学校については 8,000 平方メートル)以上の建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称:建築物衛生法)において、規制の対象となる「特定建築物」の所有者、又は当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者(以下、「所有者等」といいます。)には、建築物衛生法に基づき、守らなければならない責務が定められています。

※権原を有する者

特定建築物の全部について民法第25条等に規定する管理行為をすることができる法律上の地位にある者をいいます。

## 特定建築物の所有者等の責務

### 特定建築物に関する保健所への届出

- 特定建築物(一部でも)を使用開始したとき
- 用途の変更、増築等により特定建築物に該当することとなったとき
- 特定建築物の「用途」、「構造設備の概要」、「建築物環境衛生管理技術者」等に変更があったとき、又は用途変更、廃止、滅失、規模の縮小等により特定建築物に該当しなくなったとき

### 建築物環境衛生管理技術者の選任

- 特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、「建築物環境衛生管理技術者免状」を有する者のうちから、「建築物環境衛生管理技術者」を選任すること

### 帳簿書類の備え付け

- 特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておくこと

## (公財)岩手県生活衛生営業指導センターについて

- ・ (公財)岩手県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)は、生衛法(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)により設立された公益法人であり、飲食店や理美容業等の生衛業(生活衛生関係営業)の向上発展と消費者保護のため各種の事業を推進しています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る生衛業の衛生確保や営業継続のための助言等、生衛業者への相談対応を行っています。
- ・ 指導センターの専門の経営指導員が相談等に対応します。  
お店に伺うことも可能です。どうぞお気軽に御相談ください。

### 【指導センター相談対応時間等】

曜日	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
電話番号	019-624-6642
メール	iwatecenter@seiei.or.jp
場所	盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内

※ 詳しくはこちら ([指導センターホームページ](#)) を御覧ください。

◇お問合せ先 岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当 (電話:019-629-5360)

1日で〇〇万稼げる  
すぐに元がとれる  
投資話



SNS広告  
から見つけた  
ブランド品や限定品



消費者トラブルで困ったときは、  
1人で悩まず相談！

相談無料

令和6年度  
若年者の  
消費者トラブル  
110番週間

令和7年1月20日(月)～24日(金)



お試し価格での購入  
今だけの  
モニター価格



体験のつもりで  
行った脱毛エステの  
強引な勧誘・契約

商品やサービスの契約、悪質商法、多重債務など  
消費生活に関するトラブルの解決のお手伝いをします。  
※週間の期間以外も、随時相談を受け付けております。

相談対応  
機関

県内12カ所の消費生活センター等  
(相談機関名、電話番号、受付時間は裏面をご覧ください。)

消費者トラブルの被害・ご相談、詳しい情報などはホームページまたはSNSをご覧ください。

岩手県立  
県民生活センター  
ホームページ



Facebook



X  
(旧:Twitter)



Instagram



## 岩手県内相談機関一覧

相談機関名・所在地	相談受付市町村	電話番号	相談受付時間
盛岡市消費生活センター 盛岡市内丸 3-46 (盛岡市役所内丸分庁舎 4階)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	019-624-4111	【平日】9:00~16:00
花巻市市民生活総合相談センター 花巻市花城町 9-30 (花巻市役所)	花巻市	0198-41-3550	【平日】9:00~17:00
北上市消費生活センター 北上市芳町 1-1 (北上市役所)	北上市、西和賀町	0197-72-8203	【平日】8:30~17:00
奥州市総合相談室 奥州市水沢大手町 1-1 (奥州市役所本庁)	奥州市、金ヶ崎町	0197-34-2915	【平日】9:00~17:00
一関市消費生活センター 一関市竹山町 7-2 (一関市役所本庁)	一関市、平泉町	0191-21-8342	【平日】8:30~17:15
大船渡市消費生活センター 大船渡市盛町字津野沢 15 (大船渡市役所)	大船渡市、陸前高田市、住田町	0192-27-3111 (内線 134)	【平日】8:30~17:15
遠野市消費生活センター 遠野市新町 1-10 (遠野市民センター)	遠野市	0198-62-6318	【平日】9:00~16:30
釜石市消費生活センター 釜石市只越町 3-9-13 (釜石市役所内)	釜石市、大槌町	0193-22-2701	【平日】8:30~17:15
宮古市消費生活センター 宮古市宮町 1-1-30 (宮古市役所)	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	0193-68-9081	【平日】8:30~17:00
久慈市消費生活センター 久慈市川崎町 1-1 (久慈市役所)	久慈市、洋野町、野田村、普代村	0194-54-8004 (内線 611~613)	【平日】9:00~16:00
二戸消費生活センター 二戸市石切所字荷渡 6-3 (岩手県二戸地区合同庁舎)	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	0195-23-5800	【平日】9:00~16:00
岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通 3-10-2	県内全域	019-624-2209	【平日】9:00~17:30 【土・日】10:00~16:00

岩手県消費生活相談 メール 検索

※「若年者の消費者トラブル110番週間」以外も随時、ご相談を受け付けます。

上記のほかに、消費者ホットライン「188(局番なし)」に電話するとお近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。

電話でのご相談の場合は、つながった時点から通話料金が発生します。